

東京都立立川学園「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(設置)

第 1 条 平成 25 年 6 月 28 日公布の「いじめ防止対策推進法」の第 22 条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第 2 条 いじめはすべての学校・幼児・児童・生徒等に関係する問題であるという認識に基づいて、幼児・児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は組織的に、適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、校長、副校長、主幹教諭の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、外部関係機関より参加させることができる。

(取組内容)

第 4 条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、幼児・児童・生徒及び保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見・いじめが生じた場合の迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた幼児・児童・生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた幼児・児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った幼児・児童・生徒に対する指導
- カ いじめを行った幼児・児童・生徒の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

※ 委員会は、毎月 1 回開催する。定例の会議は生活指導担当主幹教諭、生活指導部いじめ問題担当をメンバーとする小委員会で行い、議事録を校長、副校長に報告するとともに、企画調整会議で周知する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に迅速な対応をする。

【具体的な取り組み】※ 取組についてはいじめ防止基本方針で定める

【通常時】未然防止・実態把握の取組

- いじめ防止対策委員会の定期的開催
- 年間活動計画・活動事例の作成
- いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施
- いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）
- 外部相談機関との連携
- 実態把握アンケートの実施・分析
- 定期的な職員間の情報交換
- 職員研修の企画・運営（事例研究等）
（事例研究に加え道徳教育に係る研修も）

【緊急時】いじめ生起時の取組

- ◎ 緊急いじめ防止対策委員会の開催（警察等関係機関・教育委員会等との連携）
- ◎ 事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知
（委員会が取組全体の要となって組織的に対応する）
- ◎ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- ◎ 家庭との連携
- ◎ サポートチームの対応策検討
- ◎ 緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年9月1日から施行し、毎年度校長決定を行う。

令和7年度いじめ防止対策委員会【組織図】

